子育てサポートサービス金利優遇手続きのご案内

この度はお子さまのご誕生まことにおめでとうございます。
早速ではございますが、金利優遇についてご案内いたしますので、ご一読のうえお手続きをお願いいたします。

【必要書類等】

１．金利優遇手続き

□住宅ローン契約者さまの住宅ローン返済用口座届出印
□子育てサポートサービス金利優遇申込書（ご記入のうえ、ご来店時にご持参いただくとお手続きがスムーズです）
□お子さまのご誕生確認資料
　お子さまと親権者さまの関係がわかる住民票の写し（コピーではありません）等

２．ジュニアＮＩＳＡ口座開設手続き

（１）お子さま
□お子さまのご印鑑
□本人確認書類（各種健康保険証等）
□個人番号が分かる書類（個人番号カード・個人番号記載の住民票の写し・通知カード（※）等。
　個人番号通知書はご使用いただけません）
※通知カードは、２０２０年５月２４日以前（通知カード廃止前）にお生まれのお子さまで、本人確認書類記載の氏名・住所と通知カード記載の氏名・住所が一致している場合は、確認書類としてご使用可能です。

（２）親権者さま（住宅ローン契約者さま）
□お子さまと親権者さま（住宅ローン契約者さま）の関係がわかる住民票の写し（コピーではありません）
（世帯全員について記載があり、かつ続柄の省略がないもの）
□本人確認書類（運転免許証・パスポート・各種健康保険証等）

（３）ご祖父母さまが運用管理者になられる場合
□親権者さま（住宅ローン契約者さま）とご祖父母さまの関係（続柄）が分かる戸籍謄本

※ジュニア NISA 口座のご注意事項については当社ホームページをご覧ください。

【金利優遇期間】

利息は後払いのためご返済額等の変更は優遇金利適用月の翌月返済分からとなります。
１．６月のご返済日の２週間前までに書類を受け付けした場合
　優遇金利の適用は６月からとなり、実際の返済額は７月～翌年６月までが変更となります。
２．１２月のご返済日の２週間前までに書類を受け付けした場合
　優遇金利の適用は１２月からとなり、実際の返済額は翌年１月～１２月までが変更となります。

※ご選択された金利プランによっては、優遇金利の適用後も元利金返済額の合計額は変更せず、元利金の内訳を変更する場合がありますのでご了承ください。
※所定の期日までに書類を受け付けした場合でも、不備等により優遇金利の適用が6ヵ月後となる場合もあります。
※金利優遇手続き時にご返済が滞っている場合・ご提出書類に不足がある場合等は上記の通りの金利優遇ができなくなる場合がありますのであらかじめご了承ください。
※優遇金利適用後のご返済額等につきましては、「ご返済予定のお知らせ」をご送付いたしますのでご確認ください。
※三井住友信託ダイレクトを利用されている場合、6月または12月の約定返済日の2営業日前から約定返済日当日まで（下記ご参照ください）、三井住友信託ダイレクトによるお取引ができなくなる場合がありますのであらかじめご了承ください。

（例）14日（木）　15日（金）　16日（土）　17日（日）　18日（月）
　　2営業日前　　約定返済日

【優遇期間終了後の取り扱い】

・約１年後に優遇金利終了後の「ご返済予定のお知らせ」をご送付いたしますのでご返済額等をご確認ください。

【その他ご注意事項】

・書類は必ずご本人さま（住宅ローン契約者さま）がご記入ください。

三井住友信託銀行

0144-20-093　2020.10